

別紙2 長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等業務 非機能要件一覧

No.	項目	分類	概要	必須/任意
1	プロジェクト管理	プロジェクト計画書	受注者はシステムの構築における具体的な体制、スケジュール、納品物の一覧、プロジェクト管理方針、品質管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだプロジェクト計画書を作成し承認を得ること。	必須
2	プロジェクト管理	進捗管理	受注者は、作成し承認されたプロジェクト計画書に基づき、プロジェクト進捗管理を行うこと。また、実施計画と実績の差を把握し、進捗の評価を行うこと。 定例報告会において進捗状況を報告すること。なお、進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。	必須
3	プロジェクト管理	品質管理	プロジェクト計画策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質基準と状況の差の把握、品質の自己評価を実施し、各工程完了報告会において報告すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。	必須
4	プロジェクト管理	課題・リスク管理	課題発生時には、課題の内容、解決主体、解決予定を明らかにし、協議のうえ、課題対応策を検討すること。課題は、解決するまでモニタリングし状況に応じて解決予定や派生課題を管理すること。 システム稼働、費用及びシステム品質に影響を及ぼすと想定されるものはリスクとして管理・評価を行うこと。リスクが顕在化した場合は対応方針について協議すること。	必須
5	プロジェクト管理	変更管理	マスタスケジュール、仕様凍結後の仕様変更、業務遂行の体制変更及び契約条文中に影響を与える事象は変更要求として管理し、対応に係る工数(費用)、スケジュール及びその他について、変更委員会にて変更可否の承認を得ること。	必須
6	プロジェクト管理	プロジェクト運営	受注者は、作成し承認されたプロジェクト計画書に基づき、プロジェクト管理を行うこと。また、会議を開くこととし、定期的な報告を実施すること。	必須
7	プロジェクト管理	工程管理	設計工程及びテスト工程においては、受注者としての品質見解を提示の上、工程の完了を報告し、承認を得ること。	必須
8	プロジェクト管理	コミュニケーション	受注者は、発注者と受注者に係るメンバー間のコミュニケーションツール(情報共有のためのプロジェクト管理ツールおよびWeb会議ツール)を準備し、本業務に携わる全てのメンバーに対して情報・データ共有や会議開催周知等が迅速且つ効率的に行えるようにすること。	必須
9	プロジェクト管理	推進体制	本業務の遂行にあたっては、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配したプロジェクト体制を整え、承認を得ること。また、プロジェクト責任者並びに本システムの設計・構築業務、テスト業務、本番移行業務、研修業務及び保守業務等の各領域別に責任者を定めること(業務に支障を与えない限り、責任者の兼任は可能とする)。	必須
10	プロジェクト管理	成果物の管理	成果物は常に最新化することとし、変更の履歴管理を行うこと。また、作成した成果物は、運用・保守期間中も継続して最新化できるように管理すること。	必須

No.	項目	分類	概要	必須/任意
11	プロジェクト管理	定例報告会	プロジェクト計画書策定時に定義したプロジェクト管理方針に基づくプロジェクト管理(進捗管理、品質管理、課題・リスク管理、変更管理、セキュリティ管理)を実施すること。 【開催サイクル】 定期的(月次)に開催する。 【報告書類】 進捗報告書、課題管理表、変更管理票、WBS、その他必要な報告資料等	必須
12	プロジェクト管理	各工程完了報告会	各工程における成果物の品質を検査し、工程完了判定の実施を依頼すること。 【開催サイクル】 各工程の完了時 【主要報告書類】 各工程における成果物、品質状況報告書等	必須
13	要件定義・設計	要件定義・設計方針	受注者は、要求仕様書に定められた内容を要件として定義し、これらを実現するための合理的な仕組みを設計することとする。要件定義した内容については、プロジェクト計画書として納品すること。設計した内容については設計書を作成し、運用保守において適宜これを参照・情報開示できるように適切に管理すること。また、操作性、使用感等の定性的な領域にかかる要求に関しては、適宜デモ等を実施することで設計に反映すること。	必須
14	要件定義・設計	機能要求に関する設計	受注者は、機能要求を実現するために必要な設計を実施すること。設計に際しては、ヒアリング・調査等、必要な作業を漏れなく実施し、各機能要求の内容に鑑みた設計(案)を提示・説明の上、承認を得ることとする。なお、新たに業務運用の設計が必要な場合はこれを支援することとする。	必須
15	要件定義・設計	非機能要求に関する設計	受注者は、非機能要求を実現するために必要な設計を実施すること。設計に際しては、ヒアリング・調査等、必要な作業を漏れなく実施し、各非機能要求の内容に鑑みた設計(案)を提示・説明の上、承認を得ることとする。	必須
16	要件定義・設計	運用保守要求に関する設計	受注者は、運用保守要求を実現するために必要な設計を実施すること。設計に際しては、ヒアリング・調査等、必要な作業を漏れなく実施し、各運用保守要求の内容に鑑みた設計(案)を提示・説明の上、承認を得ることとする。なお、新たに業務運用の設計が必要な場合はこれを支援することとする。	必須
17	要件定義・設計	仕様の網羅性	最終的なプロジェクト計画書に記載する機能は、要求仕様書に記載の要求を全て網羅し、かつ要件と機能の対応が明確であることとする。既存のパッケージ標準の仕様書を使用することを可とするが、その場合も要件との対応が明確となるように工夫することとする。	必須
18	要件定義・設計	仕様変更	仕様変更が行われた場合は、事前にプロジェクト計画書で取り決めたルールに則り、変更管理を実施することとする。	必須
19	構築	構築方針	受注者はプロジェクト計画書に記載したとおりのシステムを構築することとする。また、構築にあたっては、システムが全体として動作し、適切にサービスを提供するために必要となる全ての作業を行うこととする。	必須
20	構築	設計変更	構築時に、設計変更の必要が生じた場合は、承認を得た上でプロジェクト計画書を変更することとする。	必須
21	構築	構築に係る手配	システムの構築に必要な、機器や環境に関しては、受注者が全て手配することとする。ただし、本組合固有の機器や環境が必要な場合は、承諾を得た上で、これを使用することを可とする。	必須

No.	項目	分類	概要	必須/任意
22	運用要件	運用保守	提供サービスによる蓄積データは、安全管理処置がされている。特に、個人情報を含む場合は十分な対策がされていること	必須
23	運用要件	運用保守	サービスの変更や廃止について、発注者との具体的な手続きが定められていること	必須
24	運用要件	運用保守	事業者が提供するサービスは、最低5年間はサービス提供可能なものとする この期限内にサービス終了する場合は発注者の新たな契約先に対する移行料(開発費含む)を補償すること	必須
25	運用要件	運用保守	電話、メールでの問い合わせを可能とすること	必須
26	運用要件	運用体制	運用作業を実施するものを事前に定義し、運用業務を行うこと。 ・運用担当責任者:新システムの運用に関する全責任を担うこと。 ・運用担当管理者:新システムの運用に関して、例外運用等の運用担当者では判断ができない場合等の判断及び指示等を行うこと。 ・運用担当者:新システムの運用において定められた運用を行うこと。	必須
27	運用要件	保守体制	以下、保守作業を実施するものを事前に定義し、保守業務にあたること。 ・保守責任者:保守に関する全責任を担うこと。 ・保守管理者:保守に関する作業の管理を行うこと。 ・保守担当者:保守に関する作業を行うこと。	必須
28	運用要件	運用保守時間	システム運用保守業務の実施時間については、各業務以下のサービス利用時間の間とする。ただし、一部システム停止等業務に影響のある、又は影響するリスクのある作業については、事前に計画及び報告した上で、運用保守時間外もしくはオンラインサービス利用時間以外の時間で実施することとする。  サービス時間 8:30-18:00	必須
29	運用要件	運用作業の範囲	システムサービスを日々稼働させるために必要な作業を行うこと。作業にあたっては、各システムが円滑に稼働し、品質が確保されるように、作業計画や運用手順書(システム運用マニュアル)に基づくこと。  作業依頼書・作業指示書による作業、共通マスタのアップデート、システム構成管理、機能変更に関する変更管理、アカウント管理、データの作成・登録、データの抽出、データ整合性チェック、各種調査依頼、データバックアップ、システム監視、問い合わせ対応(ヘルプデスク)、バッチスケジュール管理、バッチ処理運用管理、運用管理方式の変更対応、SE対応、ドキュメント管理、改善提案、職員用の操作マニュアルの整備・提供・更新	必須
30	運用要件	保守作業の範囲	システムサービスを日々稼働させるために必要な作業を行うこと。作業にあたっては、各システムが円滑に稼働し、品質が確保されるように、作業計画や運用手順書(システム運用マニュアル)に基づくこと。 (保守作業) ハードウェア設定の変更・追加・削除、ハードウェアの交換、ソフトウェア設定の変更・追加・削除、ソフトウェアバージョンアップ(法制度改正対応等を含む。)、パッチ・パターンファイル等の適用、プログラムバグの対応、機能追加・改良	必須

No.	項目	分類	概要	必須/任意
31	運用要件	運用作業計画	システムの年間／月間／週間の運用作業計画を作成し、承認を得ること。	必須
32	運用要件	保守作業計画	機能追加／改善、新機器の導入／交換、不具合改修、不具合機器交換等の作業について、事前に保守作業計画を作成し、承認を得ること。	必須
33	障害対応	障害時の連絡体制	障害発生を検知した際の連絡体制を設定すること。	必須
34	障害対応	障害時の自動通報	障害発生時に、自動通報（メール等）を行うこと、もしくはSEが障害を検知・初動対応を行うこと。	必須
35	障害対応	障害対応の範囲	システムを安定的に利用するための一連の業務（予防保守、障害検知、障害発生連絡、影響報告、障害原因の調査・特定、中間報告、暫定対応、恒久対応、事後報告等）を実施すること。	必須
36	広報・周知		操作方法の動画を作成して、組合HPに掲載すること	必須
37	広報・周知		Webサービス利用の手引きを組合HPに掲載すること	必須
38	広報・周知		Webサービス利用の手引きはA4版に印刷できること	必須
39	マニュアル		管理者向けの集計・照会・情報配信などのマニュアルを作成すること	必須
40	操作演習		運用開始前に操作研修を実施すること	必須
41	セキュリティ	障害対応	障害（システム障害・データセンター内のネットワーク及びネットワーク機器を含む）を記録し、保管するとともに、利用自治体からの求めに応じて提供すること	必須
42	セキュリティ	障害対応	利用者に影響のある障害が発生した場合は、速やかに対応するとともに、初動対応について利用自治体に報告し、最終報告を行うこと	必須
43	セキュリティ	脆弱性対応	システムはウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと	必須
44	セキュリティ	脆弱性対応	システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得し、適切な対策を行うこと	必須
45	セキュリティ	アクセス制御	OS・DB等の管理職権限を付与されたIDを利用する者を必要最小限に限定し、ID・パスワードを厳重に管理すること	必須
46	セキュリティ	アクセス制御	利用者（住民・利用自治体職員）がその利用できる範囲や権限を越えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること	必須
47	セキュリティ	アクセス制御	サーバソフトウェア・システム・DB等へのアクセス記録・ログ等を適切に管理し、不正アクセス等の状況を適切に確認すること	必須
48	セキュリティ	アクセス制御	サーログインの仕組みを設けている場合、ログインのユーザ、日時等が記録できること	必須

No.	項目	分類	概要	必須/任意
49	セキュリティ	情報制御	利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴等の情報をツールで収集しないこと	必須
50	データセンター	環境	クラウドサービスにて実現すること	必須
51	データセンター	場所・認定	データセンターは日本国内にあること	必須
52	データセンター	入退・室内管理	データセンターは24時間365日の有人監視体制で管理されていること	必須
53	データセンター		サーバールームへは、IDカードや生体認証等により、事前に許可された者のみが入室でき、入退室が記録されるよう管理されていること	必須
54	データセンター		サーバールームは監視カメラが設置され、常時監視・記録されていること	必須
55	データセンター	温度・湿度管理	温湿度監視装置等により、常時適温・適湿が維持されていること	必須
56	データセンター		空調設備は複数台設置するなど、冗長化構成により、点検・故障時でも最適な温湿度が維持できること	必須
57	データセンター	ネットワーク	ネットワークは冗長化されていること	必須
58	データセンター		システムの通常利用が可能な通信速度を確保したネットワーク設備等を有すること。また、将来的にデータ量が増加することを考慮すること	必須
59	データセンター		監視ソフト等により、サーバやネットワーク機器の稼働状況に関する常時監視を行うこと	必須
60	データセンター		外部と常時接続するシステムは、ネットワーク侵入検知等を設置し、監視を行うこと	必須
61	データセンター	防火対策	自動火災報知設備、消火設備が設置されていること	必須
62	データセンター		不活性ガスを消火剤として使用した消火設備を採用していること	必須
63	データセンター	耐震対策	建築基準法の耐震基準を満たした建物で、震度6強クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震、免震又は制振構造であること	必須
64	データセンター		電源供給設備は多重化されており、24時間365日電源の安定供給が可能であること	必須

No.	項目	分類	概要	必須/任意
65	データセンター	停電対策	無停電対策として、電源が冗長化されており、無停電電源装置(UPS)が設置されていること	必須
66	データセンター		商用電力の供給が停止した場合、無停電電源装置(UPS)による電源供給中に非常用自家発電による電力供給がなされ、サーバ・ネットワーク機器等を停止させることなく電力供給されること	必須
67	データセンター		非常用自家発電設備は、無給油で24時間以上連続運転可能であること	必須
68	データセンター	その他対策	漏水対策、落雷対策がとられていること	必須